

第 31 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	12 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	精神障がいのある学生の支援				
司会	長ヶ原 美帆 (神戸松蔭女子学院大学)	まとめ発表	高野 とも世 (大阪公立大学)	記録	寺尾 藍子 (京都精華大学)
記 録					
<分科会の概要> With コロナの流れとともに、学外実習や留学の受け入れや送り出しが再開され始めている中で、精神障害のある学生が、これらの活動に参加する際に留意すべきことや情報開示の方法について議論を行った。また、各大学での取り組みを基に、精神障害のある学生への支援を行う上での各大学の課題や悩みについて情報共有を行った。 <参加者> 12 大学より 12 名が参加した（内訳：国公立大学 2、私立大学 10） <内容> ○精神障害のある学生が学外実習やフィールドワークに参加する際の留意点 対応案：本人を飛び越えて話をするのがないように留意しながら、個人情報の開示の範囲、内容を決めていく。実習担当者と連絡を取り、実習の目的や内容を理解した上で、学生と必要な環境調整や支援を話し合いができるようにする。 その他の意見交換：精神障害のある学生が実習に参加する際に対応が難しかった事例 各大学の情報共有のシステムについて。 ○精神障害のあるまたは疑われる外国人留学生に対する支援 意見交換：事例の共有、外国人留学生の合理的配慮を検討する上での根拠資料について。 ○支援を行う上で、今一番困っていることと各大学での取り組み例（下記、取組） ・連絡をしても応答がなく、学生の状況がわからないことがある。 取組：とにかく連絡をし続ける、保証人に連絡をする、時間割に合わせて教室に会いに行く。 ・自傷、自殺リスクが高い一人暮らしの学生の対応について。 取組①：事前に「緊急時には保証人に連絡をする可能性がある」ということを学生本人に伝えて同意を得ておく。 取組②：クライシスプランを作成し、緊急時にどのような対応をしてほしいか学生に意向を確認しておく。 ・保護者との情報共有について 取組①：合理的配慮申請時に、基本的には保証人と連名で申請書を提出してもらう。保証人も一緒に本人を見守っていく存在として情報共有を行う。 取組②：親子関係が複雑なケースでは、情報共有することで状況が悪化することもあるので、より慎重なアセスメントを行う。 ・遅刻欠席の対応や課題の期日延長について教員の理解が得にくい 取組：先生がなぜ「配慮が難しい」と言われているのかということを丁寧に聞きとる。その理由が本質となる部分の場合は、学生にもそのことを説明し、対話を行っていく。					

第31回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	11名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	身体障がいのある学生の支援				
司会	金澤 明子 (大阪公立大学)	まとめ発表	鶴野 恵子 (桃山学院大学)	記録	梅本 直 (京都外国語大学)
記 録					
<分科会の概要> 本分科会は「身体障がいのある学生の支援」をテーマに、参加者の事前アンケートの回答に沿って、各大学の情報や、支援や学生サポーターの養成などの情報交換をざくばらんに行った。 特に前半では、重度障がいの学生の受け入れ、支援体制をどう整えるか、修学支援制度の利用、外部の事業所等との連携について話し合い、後半では、重度障がいの学生を支える学生サポーターの養成、謝金、派遣、シフト調整などを中心に話した。 <参加者> 9大学より11名が参加した（内訳：国公立大学3、私立大学8）。 <内容> 1. 移動、食事、排泄等の介助が必要な学生の支援 ・通学、移動、食事、排泄の支援が必要な重度の身体障がいの受験生が受験をする予定になっている大学から、本人の居住の自治体では修学支援制度自体がなかったが、検討はしてくれると聞いてはいるものの、受け入れてくれる事業所がない。事業所を本人や保護者が見つけられない場合、大学が探し、提案する必要はあるかといった質問に対して、すでに修学支援制度を利用している大学からは事業所を大学が探すことは現実的には難しい。本人が入学時に支援制度を利用できる環境を整えることと、大学でできることを並行して進めていくことが必要。 ・修学支援制度も、いつまで継続されるのかは不明。「大学の体制が整うまでの間」という文言もあり、厚生労働省、自治体によっても理解が異なる。また、行政の予算組みが夏の時期に行われるため、その段階で入学してくる見通しを伝えておかないと予算組みも厳しくなる。1年生は使用できないこともあるので、その間の支援をどうするかといった問題もある。 2. 重度の身体障がいの学生の就労支援 ・重度の身体障がいの学生の就労。キャリアセンターからも、支援機関からも、企業からも外部のヘルパーを利用しながら就労している方はいないと言われる。キャリアセンターは一般学生の対応で忙しく、障がいのある学生の個別の対応にまで手が回っていない印象。支援担当者が自力で開拓していないといけないのか。 ・重度障がいの場合、生活介助を必要とするかどうかと、コミュニケーション力が大きく就労に影響している。卒業後すぐの就労が難しい場合は、職業訓練、就労移行支援事業所等の支援を利用してから就職している。また、IBMの長期有償インターンシップを利用している学生も複数いる。東京が主体で、関西圏からだとはオンラインの参加（コロナ前は対面のみ）も可能になった。 ・職業評価の利用については精神、発達障がいの学生の利用は経験ありという大学多い。重度の障がい					

でも利用が可能か。

3. 学生サポーターの養成

・聴覚障がい学生が今春初めて入学。音声認識のアプリのみ利用。本人よりノートテイクの配置の希望があったものの、テイク養成ができていない状態。学生サポーターを募集しても、上回生が主となってしまう、実際依頼したい際に「就職活動」「卒業」を迎え活動が難しいことも。ある大学では、学生サポーターのアクティブに活動している人数を把握し、その学生たちが抜けることを想定して、早い段階で後輩サポーターとチームで動いてもらい慣れてもらうようにしているといった工夫が紹介された。また、せっかく養成しても障がい学生がいなくなると、サポーター学生のモチベーションが継続できない。それに対しては、①特殊な技術が必要なサポート、②ちょっと習えばできるサポート、③誰でもできるサポートと業務を3段階に分け仕事を用意し、学生のモチベーションを保っている大学や、外部の仕事を担当することでモチベーションを保ってもらっている大学もあった。また、養成やスキルアップについては、勉強会自体に謝礼を払っている大学、基本的な内容は動画を作成しておき、それを事前に見てもらい、スキルの練習をさせることに講習会の時間をあてる大学、外部講師に講習会を依頼したり、コンソーシアムのノートテイク講座に参加してもらうという方法もあるのではないかという提案があった。

・謝金に関してどれくらい予算化すればよいかという質問に対して、年間コマ数から概算は予想可能。講習会をしても練習会をしないと難しい。また、サポーターとして活動するより、自分の時間が欲しい、授業という緊張感のある中でサポートが難しいという学生もいる。難しい専門科目や履修登録期間などは、外部に依頼することもあるが、費用はさらにかかる（派遣人数は複数になるので人数分が必要）。予算化を HEAP などに相談し、必要なことを説明してもらったり（上司と一緒に相談に同行してもらう）、支援機器などは事前にレンタルも可能なので、試用機を借りてみて実際に試してから購入するのもよいのではないか。

4. オフラインで使える情報保障のアプリ等について

・Caption online を使っているが、教員からオンライン上に情報をあげたくないという意見があった。まあちゃん、IP talk 以外にあるか。修正しなくてもよいのであればUDトークのオフライン音声認識機能が使える。またUDトークの法人プランは情報の再利用なしになっているので、それを説明するのはどうかといった意見があった。

第 31 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	10 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	支援体制・システムを考える				
司会	村田 淳 (京都大学)	まとめ発表	樫村 健一 (京都女子大学)	記録	徳田 晃一 (関西学院大学)
記 録					
<分科会の概要> 障がい学生の支援体制や課題について、各大学からパンフレット等の資料を参考に紹介し、支援体制の整備や合理的配慮を提供するフロー、他部署との連携システム構築といったテーマを中心に、各大学の取り組みへの質疑応答、課題への情報・意見交換を幅広く行う機会となった。 <参加者> 10 大学より 10 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 9）。 <主な情報・意見交換内容> ○改正された障害者差別解消法の施行に伴い、既に義務化が求められていた国公立大学や所在自治体の条例で求められていた私立大学に加えて、民間事業者である全国すべての私立大学においても来年度からは合理的配慮の提供が義務化される。 ○義務化を見据えた体制整備が急ピッチで進められている大学もあり、規程の整備と合わせて、「障がい学生支援部門」「相談（カウンセリング）部門」の設置形態や関係性等が検討課題となっている。 ○「相談部門」に精神・発達障がい学生の支援に関わる事でもあるのと、「合理的配慮」の提供に係る業務対応が求められる大学もあるが、合理的配慮で求められるのは「支援を受ける権利」ではなく「学ぶ権利の保障」であるとの視点は保持する必要がある。 ○「障がい学生支援部門」のコーディネーターと「相談部門」のカウンセラーでは、果たすべき役割や守秘の扱いも違うので兼務は困難であるが、必要に迫られた際には相応の工夫が必要である。 ○専門職に求められるのは特定の資格等にかかわらず働きの機能だと考えられるが、義務化の流れもあり、コーディネーター人材の確保・育成が課題となっている。 ○「合理的配慮」の提供主体者であるべき「教学部門」との連携フローをどう設定するかは肝要である。 ○「保健管理部門」も含めて、各大学の規模やキャンパス数、部門の成り立ちによっても連携フローのあり様は異なるが、法改正はより良い連携フローを構築する機会にもなり得る。 ○その他、共有した課題など ・学生や保護者からの配慮内容への要求の高まりや、いわゆる教育的配慮の取り扱いについて。 ・通信制高等学校からの進学者増加や、引きこもり傾向にある学生や保護者からのオンライン授業受講の要望増加への対応について。 ・オンライン授業準備や、配慮が必要な学生の増加に伴う、教員へのケアについて。 ・トラブルや係争が発生した際の、いわゆる第三者機関の設定について。 ・重度訪問介護等利用者の大学等修学支援事業で求められている、大学での支援計画に生活支援をどのように反映していくかについて。					

第 31 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	8 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	障害のある学生の就労支援				
司会	望月直人 (大阪大学)	まとめ発表	西岡崇弘 (関西学院大学)	記録	田中秀明 (京都精華大学)
記 録					
<分科会の概要> - 参加者はキャリアセンター、障害学生支援室等、様々な部署において障害のある学生の就労支援に関わりのある人、興味・関心の高い人であった。 - 相互の取組についての情報交換を行いつつ、課題として挙げた点を掘り下げて意見交換を行った。 <参加者> 8 大学より 8 名が参加した（内訳：国公立大学 2、私立大学 6）。 <内容> ○体制面における課題 - キャリアセンターと障害学生支援室とで連携をしながら就労支援を進めていきたいと思っているものの、お互いが「お任せ」になってしまっている側面があり、役割分担も明確化されていない。現状として各部署が眼前の業務に追われており余裕がなく、なかなか連携が十分にできていない面も否めない。 - キャリアセンターのスタッフには障害学生対応の知識やノウハウがあまりなかったが、障害学生支援室と連携したり分担（仕事を振る）したりすることで解決しやすくなった。 - 最初に繋がった時点で「(キャリアと支援室との) 情報共有を希望しますか？」という項目にチェックをしてもらっておくことで、部署間の連携が図りやすくなった。 - 関係部署間で定例の情報共有会等を持つことも有効だが、あまりシステム化しすぎると、事務方が資料の作成準備や議事録の作成等に追われることにもつながる。ケース会議的なカジュアルなミーティングにしていく方が望ましいと感じる。 ○就労支援や職業準備性について - 修学支援への時間と労力がかかりすぎて、就労支援に十分な時間を割くことが難しいケースがある。 - 学生に対して就労に関する情報提供、話題提供は低年時より行うようにしているが、卒業と同時に就職をすることが必ずしも最善であるとは言えない。本人の希望を踏まえても適性と特性がアンマッチと思われるケースも散見されるがキャリアセンターの判断だけで見極めることは難しい。 「就活は焦らずに、卒業後にじっくり取り組んだ方が良い」等、具体的なアドバイスを伝える際には、当事者の OB や OG 等からの言葉の方が伝わりやすいように思う。 - 学生の職業準備性を高めたり、就活を進めていったりしていく上で、就労移行支援事業所や企業等との連携は欠かせない。企業からは「障害学生を対象にしたセミナーを複数大学合同で実施できないか」等の声も上がっている。障害のある卒業生（当事者）や地域の発達障害者支援センターをゲスト講師に招いて授業を行っている事例もあった。学内だけで完結させず、外部と繋がりながら進めていきたい。 - 日常的に行っている面談等、学生との関わりの中で、学生自身が自分自身に関することを考え、理解を深めたり、気づきを促したりするような機会を意識的に提供していくことが重要である。					

第 31 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	13 名(内 3 名幹事)	会場	キャンパスプラザ京都(第 3 会議室)
テーマ	コーディネート 基礎編 ～合理的配慮の考え方～				
司会/進行	土橋 恵美子(同志社大学) 西浦 由季子(佛教大学)		発表/記録	鈴木 美佳子(大谷大学)	
記 録					
<分科会の概要> 2024 年 4 月の改正障害者差別解消法施行を前に、国公立大学はさらなる支援の充実を、私立大学では本格的な整備として、コーディネーターの配置が進みつつある。本分科会は、合理的配慮に関する基礎的知識について、事前アンケートをもとに参加者のみなさんとレクチャー & 対話形式で行い、コーディネーターの役割と対応方法を整理する機会とする。 <参加者> 10 大学より13 名が参加した(内訳:国公立大学 1、私立大学 9<短期大学含む>)。 <内容> 初めに自己紹介を行い、その後、合理的配慮に関連した事前アンケートの回答を基に、参加者のみなさんとレクチャー & 対話形式で、意見、情報交換が行われた。 冒頭、合理的配慮の 7 つの判断要素(個々のニーズ、社会的障壁の除去、非過重負担、本来業務付随、機会平等、本質変更不可、意向尊重)の説明があり、合理的配慮の提供を考える場合の基盤になることを確認。さらには、障がいを「社会モデル」「医学モデル」で捉えた説明もあった。その後、以下の問いとアンケート結果を見ながら意見、情報交換を行った。 □Q1.「合理的配慮」を行ううえで難しかったケースなどがあれば教えてください。 オンライン授業を希望された場合への対応方法について、意見交換をした。第3次まとめでも検討中であり、今後は各大学でも前向きな対策をしておくのが賢明、京都大学 DRC「合理的配慮としてのオンライン受講を検討するためのチェックリスト」の紹介があった。 授業の手段については、支援窓口である事務部門が安易に許可できないので、教員サイドとの対話が必要。 □Q2.学生の申し出に対して、「合理的配慮」ではないと判断したケースがあれば教えてください。 合理的な配慮であるか、を検討する場合、やはり診断書等の根拠資料がポイントとなる。合理的配慮と障害、疾患の整合性、妥当性を語る必須材料といえる。欠席配慮については、「欠席届」を準備して対応している大学もあるが、公欠制度ではないため、様式があることで、証明の一助に。 □Q3. 障がい学生支援担当(またはコーディネーター)の役割を超えていると感じたことがあれば教えてください。 要求される配慮内容を考えていく上で、「教育」と「生活」を切り分けて考える必要がある。大学は教育機関であることを念頭に、配慮内容の精査は必要である。また、大学の規模や資源によって、対応の現状も様々であることも伺えた。 □Q4. コーディネートを行ううえで、気を付けていることがあれば教えてください。 大学内外問わず、使えるリソースを最大限に活用することで支援が広がる。学生が自分で頼る力をつけられる支援も考えていく必要がある。学生同士が情報共有できるピアサポートシステムも重要な役割として考えられる。 □Q5. 障がい学生支援担当者(またはコーディネーター)は、どのような資質または資格が必要と思われますか。 関連した資格がある方がよいが、その人の資質が重要。調整力や経験値などがあるとベター。業務範囲が多岐にわたっているため、常に余裕(余力)がある業務量が望ましい。 □Q6. 参加者にお聞きしたいことがあればお書きください。 やりっぱなしの支援ではなく、定期的にモニタリングし、対話の必要性を共有した。					